



◆二十六番（福田妙美 議員） 質問通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、応急仮設住宅について質問をさせていただきます。

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、都道府県知事はその適用の適否を判断し、建設されます。先日、我が会派で阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターに伺ってきました。阪神・淡路大震災では、避難所でのピークが六日目、横になるスペースなどなく、大変な状況であったと、被災された方が当時を語ってくれました。迅速な応急仮設住宅の建設の重要性を再確認いたしました。

八十八万区民を抱える世田谷区では、災害時の避難所の大混乱は十分予測されます。被災者の不安を早期に解消するため、応急仮設住宅建設の決定を可能な限り早くするとともに、早期建設着手、完成、早期入居は重要であり、行政の責務であります。

国や都に応急仮設住宅の建設を申請するためには、被害認定調査、仮設住宅のニーズなどの調査を迅速に開始する必要があります。兵庫県では、自然災害で被災した家屋の全壊、半壊といった被害程度を調査する家屋被害認定士制度を全国で初めて設け、調査人員の独自確保により、一層迅速な住宅再建支援を行っています。

また、三・一一の震災時に、岩手県住田町の町長は、国や県の指示を待っている場合ではないと、震災発生から三日後に独自の判断で仮設住宅の建設を実行し、震災から二週間後の三月下旬に三十棟を異例の早さで完成させたことは全国が注目をしています。

一方、仮設住宅を担当する厚生労働省には県の調整が遅いという苦情が被災市町村から殺到、同省はようやく四月十五日、仮設住宅建設を県が市町村に委託できると周知する通知を出したとのことであります。大震災のときほど、ルールに縛られず、現場である地方自治体が最善の行動をすることが減災の大きな決め手となります。

しかし、応急仮設住宅建設用地の選定に苦勞するのが空き地の少ない都心部災害の特徴であります。建設数も限られてきます。住宅建設までの間、迅速な住宅供給のために、公社・区営住宅情報の空き情報を常時更新データの確保、民間住宅の借り上げ情報提供に、不動産屋との事前協定を進めておくことにより、スムーズな住宅提供ができるかと思いません。

東日本大震災では、応急仮設住宅の設置後の情報提供がうまく行き渡らず、入居までに時間を要したケースもあったそうです。建設から入居までのスムーズな手続体制づくりこそ行政の役目となります。災害時こそ迅速な対応が命を守ります。迅速な対応は地方自治体の力量にゆだねられます。

ここで三点質問いたします。

一点目に、迅速な仮設住宅建設をされた岩手県の住田町に、区レベルで準備しておくべくことをお聞きしましたら、建設予定地の確保とのことでした。応急仮設住宅の予定建設戸数及び必要戸数の算定調査の迅速な対応、区としての見解をお聞かせください。

二点目に、煩雑な手続により仮設住宅の着工までに時間を要するとき、区としての独自の対策が必要かと考えます。区としての施策があればお聞かせください。



三点目に、仮設住宅の準備が整った後、区民に入居情報が速やかに伝わり、かつ手続の簡素化が重要かと考えます。区としての対策をお聞かせください。

次に、地盤災害対策について質問をいたします。

地盤災害の原因には、地形や地質など地盤が有している素因と地震や豪雨などの自然条件、地下水の過剰なくみ上げなど人為的な条件による誘因とに分けて整理しています。

生活習慣病に例えると、もともと持っている体質が素因で、生活習慣や態度が誘因となります。自分の体質を知ることでの病気になるやすいか判断でき、そのために生活習慣や態度を改めるか、体質改善を図るかという対策を立てることになります。

地盤災害も同じで、地震や豪雨など誘因が避けられない場合は、体質を変えるべく、素因を取り除く対策を立てます。地盤災害には、地盤振動、液状化、斜面崩壊があります。今回は、斜面崩壊の中の擁壁の安全確保について取り上げていきます。

斜面崩壊とは、地震による強い揺れによって斜面、あるいは斜面につくられた石垣や擁壁が崩れる現象です。地震の規模がマグニチュード六から七程度の大きなものになると崩壊の危険性が増します。また、地震前後にまとまった雨が降れば、斜面を不安定化させ、さらに崩壊の危険性が高まります。

近年の地球温暖化により局地的豪雨の増加が伴い、擁壁などの既存の構造物の崩壊が危惧されています。擁壁には地震時の土の圧力と豪雨などの水の圧力に耐えることが大切です。擁壁の水圧軽減の水抜き穴がなかったり、水抜き穴が詰まっている場合は問題があります。大蔵地域の方々から、集中豪雨などの環境変化に、既存の擁壁が大丈夫なのかと不安の声も届いております。

一方、世田谷区には豊かな緑に覆われた国分寺崖線があります。このような大切な景観を保存しながら、自然傾斜と擁壁などの地盤災害から区民の方々をどのように守るのでしょうか。

ここで三点質問いたします。

一点目に、区内の擁壁など有する急傾斜地崩壊危険箇所はどれくらいかと確認していますか。

二点目に、急傾斜地崩壊危険箇所の三・一の状況をお聞かせください。

三点目に、急傾斜地崩壊危険箇所への今後の区としての対策をお聞かせください。

最後に、地籍調査について質問をいたします。

ある区民の方から、実家が三・一の津波で流され、その後の土地の権利など、まだ先が見えないと不安な声が届きました。国土交通省は、東日本大震災からの復興に向けて早急な地籍調査を実施して、地域の骨格となる民有地と道路などの境界だけでも明確にすれば、速やかな災害復旧、復興に効果が期待できるとして、測量環境の急速な整備が不可欠との認識をしていると述べています。

地震の被害を受けた地域では、被災地域における地籍調査の実施、未実施の違いは、住宅の再建やライフラインの復旧に要する時間や費用に大きな差が生じていることになって



います。

二〇〇四年の新潟県中越地震の事例として、被災した延長二キロメートルの主要な県道の復旧工事で、地籍調査が実施されていなければ約一年かかるところが、約二カ月で測量を終えて、工事が発注できたとの報告があります。

また、阪神・淡路大震災の事例では、当時の兵庫県の市町村の地籍調査の進捗率は、当時、九四年度末で約一〇%であったため、地籍調査が未着手であった兵庫県の一部の地域では、地域住民が立ち上げた協議会が中心となって境界を現地に復元し、地籍を整備することになったが、避難生活を強いられる中での協議会の設立準備や測量費用の負担は、地域住民や関係者に多大な苦勞をもたらすことになったそうです。

昭和三十七年に国土調査促進特別措置法が議員立法により制定され、現在は平成二十二年五月に閣議決定された第六次国土調査事業十カ年計画に基づき地籍調査が実施されています。平成二十二年度三月末で調査進捗状況は、全国が四九%、世田谷区は二%、これは二十三区の調査実施区の新宿区一一%、大田区一〇%、二十三区平均五%を下回る結果でした。土地の資産価値の高い世田谷区だからこそ、災害復旧の観点からも地籍調査は重要かと考えます。

ここで質問をいたします。

一点目に、その後の世田谷区の地籍調査の進捗状況をお聞かせください。

二点目に、災害対策を含めた今後の調査体制について、区としての見解をお聞かせください。

三点目に、地籍調査は区民の方々のご理解、ご協力が十分必要です。区民の方々に地籍調査の理解を促進する区のホームページの工夫など必要かと考えます。区としての見解をお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

震災時の区独自の住宅支援策

◎中杉 都市整備部長 応急仮設住宅についてお答え申し上げます。

建設可能な仮設住宅戸数と必要戸数の算定調査の迅速な対応体制でございますが、定期的に行っている応急仮設住宅建設候補地の調査では、区内四十カ所の公園に約三千五百戸が建設可能であることを確認してございます。そのほかに民有地といたしまして生産緑地の活用も予定しております。

応急仮設住宅の必要戸数の算定に当たりましては、被災後一週間後から避難所滞在世帯、疎開者や自宅残留者の生活実態などの調査のデータに加え、住宅被害状況調査によるデータを活用し、応急仮設住宅の必要量を割り出す体制となっております。

次に、着手までに時間を要するときの区としての独自の対策でございますが、応急仮設住宅の建設は都道府県が行うこととなっており、今回の震災でも着手するまでに時間を要していたことは、区としても認識してございます。



被災者への住宅支援は、応急仮設住宅の建設だけではなく、被災住宅の応急修理や、公的住宅や民間住宅の提供などさまざまな手法がございます。区としては、それらを総合的に組み合わせて支援を展開していく考えでございます。

さらに、今回の震災の教訓を踏まえ、区独自の住宅支援策として何ができるのか、空き家、空き室の活用など具体的に検討していきたいと考えております。

三つ目に、入居情報の提供から手続きの簡素化についてでございます。

今回の震災における被災者の受け入れに当たっては、庁内の意思決定の手続きは、起案を持ち回ったり、議会への情報提供はファクスで対応させていただくなど手続きを簡素化し、できる限り迅速に対応してまいりました。また、被災者か否かの確認について、当該震災にかかわる罹災証明等により行うことになっておりましたが、証明書は後日提出とし、弾力的に運用するなど、発災わずか三週間で区営住宅等への被災者を受け入れることができました。

被災者への情報提供につきましては、広報、マスコミを通じた情報提供に加え、今回の震災での経験を踏まえ、避難所へ情報提供、町会・自治会との連携、ツイッターなどの活用も有効と考えております。

区といたしましては、今回蓄積したさまざまなノウハウをもとに、今後、さらなる検討を重ね、十分な体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

急傾斜地の災害対策

◎内田 危機管理室長 私からは、急傾斜地についてお答えをいたします。

区内には主に国分寺崖線沿いに斜面が多くございまして、傾斜度三十度以上、高さ五メートル以上の斜面につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所として東京都が公表しており、区内には五十七カ所ございます。

東日本大震災の際、区は道路や橋梁等の公共土木施設の点検とあわせ、二次的な災害防止の観点から、この急傾斜地崩壊危険箇所などの点検も実施しましたが、がけ崩れにつながるような兆候はございませんでした。

この急傾斜地の箇所ではございませんが、小規模な擁壁が崩壊した宅地が一カ所ありまして、住宅への直接的な影響はなく、造成事業者への働きかけ、速やかな復旧が図られました。その後も急傾斜地を中心に現地確認を重ね実施しているところでございます。

急傾斜地の安全確保につきましては、原則土地所有者、管理者が取り組むべきものであります。区といたしましては、災害予防の観点から、公園の定期的な点検や道路沿いの傾斜地のパトロールを行っているところです。あわせて警戒避難という観点から、がけ崩れの前兆現象の周知や気象庁が発表する土砂災害警戒情報など情報提供に努めてまいります。

以上です。



地籍調査の積極的な推進

◎山口 道路整備部長 私からは、地籍調査について三点ご質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず進捗状況でございますが、地籍調査の進捗状況は、平成十六年度より着手しております。これまで、若林三丁目、若林五丁目、梅丘三丁目、大蔵五丁目の現地測量が完了しております。

しかしながら、さきの東北地方太平洋沖地震の影響で、地籍調査に必須の、区内に三千七百点ございます区の公共基準点の位置情報が、地震によって変動してしまいました。この公共基準点を使って測量しております公共測量、これができなくなったということで、今年度は新規地区への着手ができないという状況になりました。

地籍調査の再開のためには、この区の公共基準点の成果の復旧、これが最優先でございます。昨年十月三十一日に国の公共基準点が復旧したのを受けまして、区におきましても、現在、区の公共基準点の復旧に着手しております。平成二十四年四月の完了を目指しております。その後、復旧した公共基準点成果を活用いたしまして地籍調査を進めていきたいと考えております。

続きましては、災害対策を含めた今後の調査体制でございます。

地籍調査のメリットの一つに、災害復旧事業の円滑化がございます。国土交通省によりますと、今回の東北地方太平洋沖地震の津波による震災被害区域の約九割は地籍調査が完了していたため、土地の境界の明確化が大幅に軽減されました。早期に復興事業に着手できるとのことでございます。

区では、これまで防災都市づくりの推進計画の重点地区に指定されております世田谷区役所周辺地区や世田谷区道路整備方針の優先整備路線になっている補助二一六号線を含む大蔵五丁目地区などを選定して調査を行ってまいりました。今後も、今回の教訓を踏まえ、予測される大地震等の災害対策を含め、区の重点施策事業に地籍調査の成果を効果的に活用できる箇所を優先的に選定していきたいと考えております。

続きまして、区民の理解を促すホームページの工夫というご質問をいただきました。

区のホームページの活用という点では、現在、生活ガイド、まちと住まいの中で土地や測量などのお知らせを掲載しております。今後、この内容の充実を計画しているところでございまして、その中で地籍調査についての掲載も、区民の皆様の理解をより得られますよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

◆二十六番（福田妙美 議員） ご答弁ありがとうございました。

最後に、区長に意気込みを確認したいと思います。

岩手県住田町の町長のように、大震災の非常時に、ルールに縛られない独断の判断により迅速な住宅建設に踏み切りました。大災害のときほど、区長の柔軟な発想とリーダーと



しての強い決断が区民の命を守ると思います。区長の意気込みをお聞きしたいと思います。
よろしくをお願いします。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 再質問にお答えいたします。

この間の東日本大震災の発災直後、私も南相馬市にも行ってまいりましたが、国の指示、情報もない、県も余りにも大きな災害で具体策がない。自治体の長が、まさに具体的に指示ができた地域とそこがおくれた地域との格差が大分開いたということを実感しております。世田谷区が、これはあってほしくないですが、非常に大規模で激甚な災害に襲われた際、法の枠組み、これまでの慣習、あるいは事務手続等にこだわらず、区民の生命最優先で取り組んでいく決意でございます。

◆二十六番（福田妙美 議員） ありがとうございました。以上で終わります。